

令和5年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業実績

No.	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充てる経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	A					C 国庫補助 額	D その他 (一般財 源中補助 対象外経 費等)	【R5年度】 決算額 (円)	【R5年度】 臨時交付金 充当額 (円)	事業効果		
					総事業費	交付対象 経費	B								国の50手続費 (給付金・定 額減額一律支 援枠分)	国の50手続費 (給付金・定 額減額一律支 援枠分)
							国の50補正 予算分 (低所得者等 支援枠分)	国の50補正 予算分 (低所得者等 支援枠分)	国の50補正 予算分 (低所得者等 支援枠分)							
1	物価高騰重点支援交付金【R5重点交付金】(物価高騰対策交付金)	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 4500世帯×70千円 事務費 6051千円 事務費の内容【需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等)、業務委託料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (4500世帯)	R6.1	R6.3	321,051	321,051		315,000	6,051			-	-	令和6年度へ事業継続		
2	住民税均等割のみ課税世帯支援交付金【R5重点交付金】(物価高騰対策交付金)	①物価高が続く中で低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するもの ②低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)への給付金及び事務費 ③【給付金】150,000千円 住民税均等割のみ課税世帯 1,500世帯×100千円=150,000千円 【事務費】7,292千円 会計年度任用職員 2,078千円 報酬 145千円×9月×1人=1,305千円 時間外報酬 1.5千円×10時間×9月×3人=405千円 共済組合負担金 25千円×9月×1人=225千円 費用弁償 15.8千円×9月×1人=142.2千円 時間外勤務手当 648千円 消耗品費 172千円 印刷製本費 163千円 郵送料 376千円 システム改修委託料 3,850千円 ④令和5年度分の住民税均等割のみ課税世帯(1,500世帯)	R6.3	R6.3	157,292	157,292				7,292		-	-	令和6年度へ事業継続		
3	低所得者の子育て世帯支援交付金【R5重点交付金】(物価高騰対策交付金)	①物価高が続く中で18歳以下の児童を扶養する低所得世帯(住民税非課税又は均等割のみ課税世帯)への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持するもの ②18歳以下の児童を扶養する低所得世帯(住民税非課税又は均等割のみ課税世帯)への給付金及び事務費 ③【給付金】15,000千円 対象児童 300人×50千円=15,000千円 【事務費】267千円 時間外勤務手当 216千円 郵送料 51千円 ④18歳以下の児童を扶養する令和5年度分の住民税非課税又は均等割のみ課税世帯(対象児童数300人)	R6.3	R6.3	15,267	15,267			15,000	267		-	-	令和6年度へ事業継続		
4																
5	定額減税補足交付金【R5重点交付金】(物価高騰対策交付金)	①物価高が続く中で賞金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、令和6年度の所得税及び令和6年度分の個人住民税の減税(以下「定額減税」という。)が行われることとなった。これに伴い、納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として算定した給付金を支給(以下「調整給付」という。)するもの。なお、令和5年度は調整給付の礎となる定額減税に対応するためのシステム改修を行うもの ②調整給付及び定額減税実施のための事務費 ③【事務費】1,848千円 システム改修費 1,848千円 ④定額減税可能額が令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得額を上回る者	R6.2	R6.3	1,848	1,848				1,848		1,353,000	1,353,000	令和6年3月末までにシステム改修完了		
6																
7																
8																
9																
10	LPガス価格高騰対策支援事業補助金【R5重点交付金】	①エネルギー価格の高騰が続く中、国による直接的な支援が行われていないLPガス使用世帯(事業者を除く。)の負担を軽減するため、熊本県の物価高騰対応生活者支援交付金を活用し、熊本県LPガス協会を通じて市内のLPガス使用世帯へ給付金を支給するもの ②LPガス価格高騰対策支援事業補助金 ③給付金(6,576世帯×4,900円)+事務費(7,996千円) ※対象世帯数は県LPガス協会調べ(令和5年度) ※単価は過去5年間のLPガス平均消費量×価格上昇額×7か月分により算出。 (事務費内訳) 人件費 144,720千円 管理運営費(コールセンター、設備機器リース、広報費等)80,740千円 振込手数料 133,430千円 システム構築等 10,810千円 郵便代 46,231千円 業務管理費 134,069千円 事務費合計550,000千円のうち本市負担分7,996千円 ※事務費については、県内事業実施市町村で、支援世帯数で案分し負担。 ※熊本県物価高騰対応生活者支援交付金充当額 11,150千円 ④上天草市内LPガス使用世帯(6,576世帯)	R5.12	R6.3	34,300	17,150	17,150				17,150		-	-	令和6年度へ事業継続	
11	農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金【R5重点交付金】	①農業生産に係る資材価格高騰が続く、農畜産物の販売額には容易に転嫁できずに農業経営を圧迫していることから、事業者の負担軽減及び農業生産の継続のため、農業生産に係る肥料等の経費について、支援を行うもの ②農業用物価高騰対策緊急支援事業補助金 ③令和5年度確定申告等の肥料費・飼料費・諸材料費・動力光熱費の合計額の10%(上限300千円)を補助(積算根拠) 300千円×66経営体=19,800千円 200千円×32経営体=6,400千円 100千円×64経営体=6,400千円 ④市内農業者及び市内に本社を置き農業経営を行う法人で、令和5年に100万円以上の農畜産物の販売収入があり、確定申告又は市県民税申告をした者で、令和6年も同様の農業経営を行い、今後も農業生産を継続する者	R5.12	R6.3	32,600	32,600	32,600					-	-	令和6年度へ事業継続		
12	漁業経営セーフティネット構築事業補助金(燃油)【R5重点交付金】	①燃油価格の高騰が続く中、国が推進する漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進し、漁業者の負担軽減及び経営安定を図ることを目的として、漁業者が負担する積立金を補助するもの ②漁業経営セーフティネット構築事業補助金(燃油) ③21,177,151円(積立金額)×1/2(第3~4四半期まで)×1/2(補助率)=5,294,287.75円=5,295千円 ④漁業経営セーフティネット(燃油)に加入する市内漁業者	R5.10	R6.3	5,295	5,295	5,295					-	-	令和6年度へ事業継続		
13	漁業経営セーフティネット構築事業補助金(飼料)【R5重点交付金】	①飼料価格の高騰が続く中、国が推進する漁業経営セーフティネット構築事業への加入を促進し、漁業者の負担軽減及び経営安定を図ることを目的として、漁業者が負担する積立金を補助するもの ②漁業経営セーフティネット構築事業補助金(飼料) ③160,526,563円(積立金額)×1/2(第3~4四半期まで)×3/10(補助率)=24,078,984.45円=24,079千円 ④漁業経営セーフティネット(飼料)に加入する市内漁業者	R5.10	R6.3	24,079	24,079	24,079					-	-	令和6年度へ事業継続		

No.	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	A							【R5年度】 決算額 (円)	【R5年度】 臨時交付金 充当額 (円)	事業効果		
					総事業費	交付対象 経費	B								C	D
							国の配補正 事業分 (使途事業メ ニュー分)	国の配補正 事業分 (住所得世帯 支援助分)	国の配補正 事業分 (住所得世帯 支援助分)	国の配補正 事業分 (給付金・定 額減額一体支 援助分)	国の配補正 事業分 (給付金・定 額減額一体支 援助分)					
14	子育て世帯 就学・進学支 援給付金【R5 重点交付金】	①物価高が続く中、子どもの成長に伴って経済的負担が特に増加する小中学校入学(就学・進学)時の支援として、令和6年度に小学校又は中学校に入学予定の児童を養育する子育て世帯へ給付金を支給するもの ②子育て世帯就学・進学応援給付金 ③小中学校の入学準備(ランドセル、制服、体操服等の購入)で一般的に必要な費用(100千円)の1/2に相当する額50千円を定額支給 50千円×令和6年度小学1年生(見込)140人=7,000千円 50千円×令和6年度中学1年生(見込)175人=8,750千円 ④令和6年度に小学校又は中学校に入学予定の児童を養育する上天草市内に住所を有する保護者等(生活保護受給世帯を除く)	R5.9	R6.3	15,750	15,750	15,750						15,450,000	15,150,000	・令和6年度に小学校又は中学校に入学予定の児童を養育する上天草市内に住所を有する保護者等の負担を 対象児童1人当たり5万円軽減	
15	コソル上天 草ポイント還 元事業【R5重 点交付金】	①令和5年度に導入した地域共通デジタルポイント「コソル上天草」を活用し、登録店舗での利用に対してポイント還元を行うことにより、資金の域外流出を防止、持続可能な形で市内事業者の売上げの下支えを行うとともに、引き続き物価高の影響を受けて経済的負担が増している市民生活を支えるもの ②コソル上天草ポイント還元事業委託料 ③総額200,000千円の利用に対して一律10%のポイントを還元 還元ポイント分 200,000千円×10%=20,000千円 システム改修費 3,674千円 決済手数料 5,490千円 振込手数料 2,464千円 運営事務経費 2,200千円 ④市民	R6.1	R6.3	33,828	33,828	33,828						-	-	令和6年度へ事業継続	